

# 參考資料

# 連携協議会の名称変更について

## これまでの活動

- ・2019年1月、所有者不明土地法制定に伴い、全国10地区で地方整備局、法務局、地方公共団体、関係士業団体が連携して協議会を設立。
- ・年2回程度、講演会や講習会を実施し、法制度、学識経験者や有識者による所有者不明土地問題に関する取組等を紹介。

## 名称変更の契機、目的など

- ・所有者不明土地法改正に併せ、連携協議会の活動範囲を、土地政策全般に拡大することを検討。
- ・所有者不明土地法改正法第46条の規定により、市町村が所有者不明土地対策計画の作成等のため設置(組織)することができる「所有者不明土地対策協議会」の名称との混同を避ける。

従来の活動内容に加えて、

所有者不明土地法の  
制度等に関する情報提供

所有者不明土地の  
現状等の情報提供

所有者探索の手法など、所有者不明  
土地の解消のためのスキルの紹介

土地関連のテーマを幅広く包含。

所有者不明土地や低未利用  
土地の利活用に関する情報提供

地籍調査の加速化に資する  
調査の目的や重要性などの周知

広くまちづくりに資する  
用地業務に関連する情報の提供

所有者不明土地対策計画の策定や  
推進法人の指定などの支援

空き地や空き家の課題解決に関する  
先進事例の紹介、情報提供

相談会の開催・相談窓口の設置等に  
よる参加者の関係の構築

## 土地政策推進連携協議会

目指す成果

※令和3年度末、臨時総会時に近畿地方  
所有者不明土地等連携協議会(仮称)と  
して案内

- ①国等と市町村のネットワーク化の推進
- ②低未利用土地をはじめとした土地の利活用プロジェクトの増加
- ③用地業務の課題の解決事例の増加
- ④参加関係者の知見共有などによる予算等の解決ツールの増加 等

## 近畿地区土地政策推進連携協議会(会長:近畿地方整備局長)

幹事会

国土交通省

近畿地方整備局  
(座長:用地部長)  
(事務局:用地部)

管内2府5県・4政令指定都市

福井県・滋賀県・京都府・  
大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県  
・大阪市・堺市・京都市・神戸市

大阪法務局

法務省

※近畿財務局

財務省

※近畿農政局

農林水産省

※林野庁

連携

※令和4年6月以降加入予定

協力団体

弁護士会(近畿・福井)、不動産鑑定士協会(近畿・福井)、司法書士会、土地家屋調査士会、  
行政書士会、日本補償コンサルタント協会近畿支部  
各府県宅地建物取引業協会(今回加入)、全日本不動産協会各府県本部(今回加入)

### 取り組み内容

- ・所有者不明土地法の施行に関する情報共有及び支援
- ・所有者不明土地問題の解決に関する情報共有及び支援
- ・地方公共団体等の用地業務、地積調査等の円滑な遂行のための情報共有及び支援
- ・その他土地政策の円滑な遂行のための情報共有及び支援

支援

市町村

福井県(17)、滋賀県(19)、京都府(25)、大阪府(41)、兵庫県(40)、  
奈良県(39)、和歌山県(30) 計 211市町村

# 近畿地区土地政策推進連携協議会組織図

## 総会メンバー(構成員)

### 【行政機関】

近畿地方整備局 大阪法務局 『近畿財務局 農政局 林野庁』…6月以降加入予定

福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

京都市 大阪市 堺市 神戸市

### 【協力団体】

行政書士協会 司法書士協会 土地家屋調査士協会 不動産鑑定士協会(近畿・福井)

弁護士会(近畿・福井) 補償コンサルタント協会 『全宅連7団体 全日7団体』

- ・本協議会の内容調整及び執行
- ・総会報告事項
- ・作業部会設置・成果報告

## 幹事会メンバー

### 【行政機関】

近畿地方整備局 大阪法務局

『近畿財務局 農政局 林野庁』…6月以降加入予定

福井県 滋賀県 京都府 大阪府

兵庫県 奈良県 和歌山県

## 準構成員(加入届を出した市町村)

福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県の政令市を除く市町村  
(211団体)



- ・準構成員は総会に参加しないが傍聴可能。
- ・会長自ら参加が必要と判断、もしくは、準構成員の申出があり、会長が参加を認めた場合、総会に参加できる。

# 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

(参考)

## 背景

- 所有者不明土地対策については、市町村の人的資源等にも限界があるところ、地域において所有者不明土地対策や低未利用土地の利活用に取り組む法人の活躍が期待されているところ。
- こうした法人を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として市町村長が指定する制度の創設など、所有者不明土地対策の推進体制の強化を法改正により指定できるようになった。

- 市町村長は、地域の専門家(宅地建物取引業者、司法書士・土地家屋調査士等)や学識経験者等を構成員として、所有者不明土地や低未利用土地等の利活用に取り組む特定非営利活動法人や一般社団法人等を指定することができる

⇒ **公的信用力が付与されることにより、地域づくりの新たな担い手として、市町村の補完的な役割を期待**

① 対策が必要な土地の所有者探索や、低未利用土地の所有者と利用希望者のマッチング・コーディネート

② 宅建業者や弁護士・司法書士・土地家屋調査士等の専門家との恒常的な相談窓口の設置など、連携体制の構築

③ 管理代行等の収益事業や、地方公共団体における記名基金の募集など、継続的な活動に必要な資金調達方法の確立

## 取組例

取組:「特定非営利活動法人つるおかランドバンク」(山形県)の取組  
・狭あい道路の拡幅をコーディネート



取組:「特定非営利活動法人かみのやまランドバンク」(山形県)の取組  
・低未利用土地に芝生を貼り、広場として整備

